

2006年 3月13日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目 1 番30号
株式会社 ジュピターテレコム
代表取締役社長 森 泉 知 行

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印の上、2006年3月27日（月曜日）までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時：2006年3月28日（火曜日） 午前10時
2. 場 所：東京都千代田区紀尾井町1番2号
赤坂プリンスホテル 五色2階 五色の間
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項：
《報告事項》 1. 第12期（2005年1月1日から2005年12月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第12期（2005年1月1日から2005年12月31日まで）貸借対照表および損益計算書報告の件
《決議事項》
第1号議案 第12期損失処理案承認の件
第2号議案 資本準備金減少の件
議案の要領は、後記「議決権行使についての参考書類」3頁に記載のとおりであります。

- 第3号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記「議決権行使についての参考書類」(3頁から12頁まで)に記載のとおりであります。
- 第4号議案 取締役13名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件
- 第8号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記「議決権行使についての参考書類」(18頁から19頁まで)に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 6,363,800個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第12期損失処理案承認の件

議案の内容は、添付書類「第12期報告書」(26頁)に記載のとおりであります。

当期は黒字化を図るべく努力してまいりましたが、シンジケートローンの借り換えに伴う旧ローン関連費用の一括償却により、前期に続き当期純損失を計上することになりました。

第2号議案 資本準備金減少の件

繰越損失を一掃するとともに、今後の機動的な資本政策に備えるため、商法第289条第2項の規定に基づき、資本金の額の4分の1を超過する資本準備金のうち60,396,000,000円を減少し、そのうち18,166,218,910円を資本の欠損の填補に充当し、42,229,781,090円を「その他資本剰余金」に振り替えたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)(以下、単に「会社法」という。)が2005年7月26日に公布されたことに伴い、その施行に備え、規定の新設または所要の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の施行により、特定の株主からの自己の株式の取得に関して、定款の定めによって他の株主による売主追加請求権を排除することが認められることに伴い、優先株式に関する現行定款第10条(変更定款案第11条)に第7項を新設するものであります。
- (3) 当社の株主総会を東京都港区またはこれに隣接する地において開催することを明確にするため、現行定款第11条(変更定款案第12条)に第2項を新設するものであります。
- (4) 会社法の施行により、定款の定めによって取締役会における書面決議が認められることに伴い、現行定款第19条(変更定款案第22条)に第3項を新設するものであります。

- (5) 監査役会の招集の機動性を確保するため、現行定款第25条（変更定款案第29条）において、招集の通知期限について法定の期限に短縮するものであります。
- (6) 会社法の施行により、取締役会の決議による会計監査人の責任免除並びに社外監査役および会計監査人との責任限定契約の締結に関する定めを定款に設けることが認められることに伴い、社外監査役および会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、監査役に関し現行定款第27条（変更定款案第31条）に第2項を新設し、会計監査人に関し第33条を新設するものであります。
- (7) 適用対象となる取締役および監査役は在任しないことから、現行定款附則第32条および第33条を削除するものであります。
- (8) 上記の変更の効力発生日を定めるため、附則第38条を新設するものであります。
- (9) その他、常任監査役の規定の削除並びに字句および表現の修正を行なうとともに、規定の新設に伴う条数の繰り下げを行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 定 款 案 | 変更の理由 |
|---|--|-----------------------------|
| 第4条（公告方法） 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 | 第4条（公告方法） 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法</u> により行なう。 | 会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。 |
| 第5条（発行する株式の総数） 当社は、普通株式のほか、第10条に定める利益配当優先株式（以下「優先株式」という）を発行することができる。 当社の発行する株式の総数は、20,000,000株とし、その内、15,000,000株は普通株式、5,000,000株は優先株式とする。 <u>ただし、普通株式又は優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</u> | 第5条（発行可能株式総数） 当社は、普通株式のほか、第11条に定める優先株式（以下「優先株式」という）を発行することができる。 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とし、その内15,000,000株は普通株式、5,000,000株は優先株式とする。 | 会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。 |

| 現行定款 | 変更定款案 | 変更の理由 |
|---|--|------------------------------------|
| <p align="center">現行定款 <新設></p> | <p align="center">第6条(株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> | <p>会社法の施行に備え、規定の新設を行なうものであります。</p> |
| <p>第6条(自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> | <p>第7条(自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第7条(株式取扱規程) 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続き並びに手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> | <p>第8条(株式取扱規程) 当社が発行する株券の種類、株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)への記載又は記録、端株の買取請求の取扱い、その他株式及び端株に関する手続き並びに手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第8条(名義書換代理人) 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、端株原簿及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、端株の買取請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> | <p>第9条(株主名簿管理人) 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 当社の株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、端株原簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、端株の買取請求の取扱い等、株式、端株及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第9条(基準日) 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その<u>決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> | <p>第10条(基準日) 当社は、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |

| 現行定款 | 変更定款案 | 変更の理由 |
|--|---|--|
| <p>前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> | <p>前項に定めるほか、株主、登録株式質権者又は端株主として権利を行使することができる者を定める必要がある場合は、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> | |
| <p>第10条（優先株式） 当社は、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）及び優先株式の登録質権者（以下「優先登録質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）及び普通株式を有する登録質権者（以下「普通登録質権者」という）に先立ち、<u>利益配当金を支払うものとし、その内容は以下のとおりとする。</u></p> <p>(1) 優先株式1株につき年2,500円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>利益配当金</u>（以下「優先配当金」という）を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>(2) ある営業年度において、優先株主又は優先登録質権者に対して<u>支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額の限度で翌営業年度以降に累積する。</u></p> <p>(3) 優先株主又は優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行なわない。</p> <p>当社は、第30条に定める<u>中間配当金を支払うときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の二分の一を上限として、取締役会の決議で定める額の金銭（「優先中間配当金」という）を支払う。</u></p> | <p>第11条（優先株式） 当社は、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という）及び優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、<u>金銭により剰余金の配当を行なうものとし、その内容は以下のとおりとする。</u></u></p> <p>(1) 優先株式1株につき年2,500円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の<u>剰余金</u>（以下「優先配当金」という）を配当する。ただし、当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた<u>基準日により、第2項に定める優先中間配当金を支払ったときは、優先配当金から当該優先中間配当金を控除した額とする。</u></p> <p>(2) ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して<u>行なう配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額の限度で翌事業年度以降に累積する。</u></p> <p>(3) 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行なわない。</p> <p>当社は、第36条に定める<u>中間配当を行なうときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の二分の一を上限として、取締役会の決議で定める額の金銭（「優先中間配当金」という）を支払う。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうとともに、現物財産による剰余金の配当が認められることが明示されることに伴い、優先配当は金銭に限定する旨を明示するものであります。また、会社法の施行により、定款の定めによって売主追加請求権を排除することが認められることに伴い、第7項を新設するものであります。</p> |

| 現行定款 | 変更定款案 | 変更の理由 |
|---|---|--|
| <p>当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき累積未払配当金相当額及び50,000円を支払うものとする。優先株主又は優先登録質権者に対しては、上記50,000円の外、残余財産分配は行なわない。</p> <p>当社は、平成17年1月1日以降いつでも、優先株式1株につき50,000円で優先株式の全部又は一部を買受け又はこれを買入消却することができるものとする。</p> <p>優先株主又は優先登録質権者は、法令に別段の定めがある場合を除く外、株主総会において議決権を有しないものとする。 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> | <p>当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき累積未払配当金相当額及び50,000円を支払うものとする。優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記50,000円の外、残余財産分配は行なわない。</p> <p>当社は、発行に際して取締役会の決議で定める一定の事由が生じた日に、優先株式1株につき50,000円で優先株式の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得するときは、抽選により行なう。</p> <p>優先株主又は優先登録株式質権者は、法令に別段の定めがある場合を除く外、株主総会において議決権を有しないものとする。 <現行のとおり></p> <p><u>当社は、株主総会の決議によって特定の優先株主からその有する優先株式の全部又は一部を取得することができる。その場合、当該特定の優先株主以外の優先株主は、自己を売主に追加することを請求することはできない。</u></p> | |
| <p>第11条（招集の時期）</p> <p>当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> | <p>第12条（招集の時期及び場所）</p> <p>当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p> <p><u>当社の株主総会は、東京都港区又はこれに隣接する地において招集する。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。また、当社の株主総会を東京都港区またはこれに隣接する地において開催することを明確にするため、第2項を新設するものであります。</p> |
| <p>第12条（招集者及び議長） <条文省略></p> | <p>第13条（招集者及び議長） <現行のとおり></p> | |

| 現行定款 | 変更定款案 | 変更の理由 |
|---|--|---------------------------------------|
| <p>第13条（普通決議の要件）</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主又は代理人の議決権の過半数をもってする。</p> | <p>第14条（普通決議の要件）</p> <p>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主又は代理人の議決権の過半数をもって<u>行なう</u>。</p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第14条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> | <p>第15条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第15条（議事録）</p> <p>株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名する。</p> | <p>第16条（議事録）</p> <p>株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名する。</p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第15条の2（種類株主総会）</p> <p>第12条乃至第15条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> | <p>第17条（種類株主総会）</p> <p>第12条第2項乃至第16条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> | <p>条数の繰り下げに伴い、準用規定の整理を行なうものであります。</p> |
| <p><新 設></p> | <p>第18条（取締役会の設置）</p> <p><u>当社は、取締役会を置く。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、規定の新設を行なうものであります。</p> |
| <p>第16条（選任）</p> <p>取締役は3名以上とし、株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p><条文省略></p> | <p>第19条（選任）</p> <p>取締役は3名以上とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p><現行のとおり></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第17条（任期）</p> <p>取締役の任期は、就任後1年内の最終の<u>決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p><条文省略></p> | <p>第20条（任期）</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>のときまでとする。</p> <p><現行のとおり></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第18条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会の決議により、<u>当会社を代表すべき取締役若干名を定める。</u></p> | <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、<u>その決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |

| 現行定款 | 変更定款案 | 変更の理由 |
|---|---|---|
| <p><条文省略></p> <p>第19条（取締役会） <条文省略></p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2週間前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮し、又は全取締役及び全監査役の同意を得て召集手続を省略することができる。</p> <p><新 設></p> <p><条文省略></p> | <p><現行のとおり></p> <p>第22条（取締役会） <現行のとおり></p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2週間前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮し、又は全取締役及び全監査役の同意を得て召集手続を省略することができる。</p> <p><u>当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p><現行のとおり></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。また、会社法の施行により、定款の定めによって取締役会における書面決議が認められることに伴い、第3項を新設し、あわせて項数の繰り下げを行なうものであります。</p> |
| <p>第20条（報酬）</p> <p>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> | <p>第23条（報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第21条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p>第24条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000,000円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p><新 設></p> | <p>第25条（監査役及び監査役会の設置） <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、規定の新設を行なうものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 定 款 案 | 変更の理由 |
|--|--|---|
| <p>第22条（選任） 監査役は3名以上とし、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> | <p>第26条（選任） 監査役は3名以上とし、株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第23条（任期） 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 <条文省略></p> | <p>第27条（任期） 監査役の任期は、選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 <現行のとおり></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第24条（常勤監査役） 監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。 監査役はその互選により常任監査役を定めることができる。</p> | <p>第28条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。 <削除></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうとともに、常任監査役に関する規定を削除するものであります。</p> |
| <p>第25条（監査役会） 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の2週間前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮し、又は全監査役の同意を得て、召集手続を省略することができる。 <条文省略></p> | <p>第29条（監査役会） 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮し、又は全監査役の同意を得て、召集手続を省略することができる。 <現行のとおり></p> | <p>監査役会の招集の機動性を確保するため、招集の通知期限について法定の期限に短縮するものであります。</p> |
| <p>第26条（報酬） 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> | <p>第30条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 定 款 案 | 変更の理由 |
|---|---|--|
| <p>第27条（監査役の責任免除） 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもつて、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> | <p>第31条（監査役の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000,000円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。また、会社法の施行により、定款の定めによって社外監査役との責任限定契約を締結することが認められることに伴い、第2項を新設するものであります。</p> |
| <p style="text-align: center;"><新 設> <新 設></p> | <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第32条（会計監査人の設置） 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、章および規定の新設を行なうものであります。</p> |
| <p style="text-align: center;"><新 設></p> | <p>第33条（会計監査人の責任免除） 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000,000円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p> | <p>会社法の施行により、取締役会の決議による会計監査人の責任免除及び会計監査人との責任限定契約の締結に関する定めを定款に設けることが認められることに伴い、会計監査人が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、所要の規定を新設するものであります。</p> |
| <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第28条（営業年度） 当社の<u>営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、毎営業年度末に決算を行なう。</u></p> | <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第34条（事業年度） 当社の<u>事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</u></p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |

| 現行定款 | 変更定款案 | 変更の理由 |
|--|---|---|
| <p>第29条（利益配当）</p> <p>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</p> | <p>第35条（期末配当）</p> <p>当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び同事業年度末日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し剰余金の配当を行なう。</p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第30条（中間配当）</p> <p>取締役会の決議により、毎年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> | <p>第36条（中間配当）</p> <p>取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行なうことができる。</p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第31条（配当金の除斥期間）</p> <p>利益配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> | <p>第37条（配当金の除斥期間）</p> <p>剰余金の配当は、配当財産の交付提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその交付の義務を免れる。</p> | <p>会社法の施行に備え、所要の変更を行なうものであります。</p> |
| <p>第7章 附 則</p> <p>第32条（取締役の任期に関する経過措置）</p> <p>第17条第1項の規定にかかわらず、平成16年9月5日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する取締役については、なお従前のとおり任期は2年とする。</p> | <p>第8章 附 則</p> <p><削 除></p> | <p>適用対象となる取締役は在任しないことから削除するものであります。</p> |
| <p>第33条（監査役の任期に関する経過措置）</p> <p>第23条第1項の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p> | <p><削 除></p> | <p>適用対象となる監査役は在任しないことから削除するものであります。</p> |
| <p><新 設></p> | <p>第38条（会社法施行に伴う経過措置）</p> <p>本定款変更は、会社法（平成17年法律第86号）の施行日から効力を生じる。</p> | <p>変更の効力発生日を定めるため、附則を設けるものであります。</p> |

第4号議案 取締役13名選任の件

現任取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 | 所有する 当社株式数 |
|-------|-------------------------------------|---|---------------|
| 1 | 森 泉 知行 (1948年1月3日生) | 1970年4月 住友商事(株)入社 1993年1月 米国住友商事会社 SCOA投資事業部 1995年1月 米国住友商事会社 Phoenixcor Inc.会長 1996年10月 ジュピター・ショップチャンネル(株)代表取締役 2000年2月 (株)ジュピター・プログラミング代表取締役 ジュピターサテライト放送(株)代表取締役 2000年4月 住友商事(株)理事 2003年1月 当社社長付 2003年3月 当社代表取締役社長就任（現在） | 114株 |
| 2 | グレゴリー・ アームストロング (1946年9月27日生) | 1971年1月 Viacom Cablevision of SF入社 1994年8月 Tele-Communications International, Inc. (現Liberty Media International Holdings LLC) 入 社 Senior Vice President of Cable Operations 1998年1月 Liberty Media International, Inc. Managing Director, Latin America 2000年9月 On Command Corporation Executive Vice President and Chief Operating Officer 2002年1月 当社代表取締役副社長就任（現在） | 株 |
| 3 | 福 田 峰 夫 (1951年11月4日生) | 1975年4月 (株)日本リクルートセンター（現(株)リクルート）入社 1991年6月 同社 取締役 1999年6月 同社 常務取締役 2001年6月 (株)角川書店 常務取締役 2002年6月 同社 代表取締役社長 2003年4月 (株)角川ホールディングス 専務取締役 兼 COO (株)角川書店 代表取締役社長 2005年4月 (株)角川ホールディングス 専務取締役 (株)角川書店 代表取締役社長 2006年2月 (株)角川ホールディングス 専務取締役（現在） | 株 |
| 4 | 春 山 昭 彦 (1955年9月12日生) | 1979年4月 伊藤忠商事(株)入社 1990年7月 (株)日本長期信用銀行入行 1999年4月 (株)NTTドコモ入社 2001年2月 (株)キャストイ入社 2002年1月 同社 代表取締役社長 2003年11月 当社チーフ フィナンシャル オフィサー 2004年3月 当社常務取締役就任（現在） 2006年1月 当社チーフ フィナンシャル オフィサー 兼 財務・経 理本部長（現在） | 24株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|--------------------------------|---|---------------|
| 5 | マイケル・ ロジャー (1957年5月17日生) | 1981年1月 United Cable Television入社 1995年3月 Tele-Communications International, Inc. (現Liberty Media International Holdings LLC) 入 社 当社マーケティング部長 1998年7月 AT&T Broadband入社 VP, Marketing Control Division 2000年7月 Liberty Media International, Inc.入社 当社デジタルプロジェクト担当部長 2004年9月 当社取締役就任(現在) | 株 |
| 6 | 山口 舜 三 (1946年9月4日生) | 1970年4月 住友商事(株)入社 1994年6月 同社 メディア事業本部ケーブルテレビ事業部長付 1997年11月 当社技術部長 1998年4月 当社ネットワーク技術部長 2000年12月 当社技術統轄部長 2004年10月 当社取締役就任(現在) 2006年1月 当社技術本部長 兼 情報システム本部長(現在) | 48株 |
| 7 | 加藤 徹 (1964年2月12日生) | 1988年4月 住友商事(株)入社 1995年4月 同社 映像メディア事業部事業企画チーム長 1997年3月 (株)ジュピター・プログラミング 経営企画室長 2000年4月 ソフトバンク・ブロードメディア(株) 執行役員経営企 画本部長 2003年9月 当社事業開発部長 2004年4月 当社事業開発統轄部長 兼 事業開発部長 2005年3月 当社取締役就任(現在) 2005年11月 当社商品戦略統轄部長 兼 商品企画開発部長 2006年1月 当社商品戦略本部長(現在) | 48株 |
| 8 | 吉井 伸 吾 (1947年8月23日生) | 1971年4月 住友商事(株)入社 1995年8月 同社 名古屋支社機電部長 2000年4月 同社 理事 メディア事業本部副本部長 情報産業業務 部長 兼 情報通信第一事業部長 2002年4月 同社 理事 メディア事業本部長 2003年3月 当社取締役就任(現在) 2003年4月 住友商事(株) 執行役員 メディア事業本部長 ケーブル テレビ事業部長 2003年10月 同社 執行役員 メディア事業本部長 2005年4月 同社 常務執行役員・情報産業事業部門長 2005年6月 同社 代表取締役 常務執行役員・情報産業事業部門長 (現在) | 株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略 歴 | 所有する 当社株式数 |
|-----------|--|--|---------------|
| 9 | 森 元 晴 一 (1957年1月4日生) | 1981年4月 住友商事(株)入社 1998年10月 同社 メディア事業本部情報通信第一事業部長付 住商 テレメイト(株) 2001年4月 同社 ネットワーク事業本部ネットワークシステム部 長付 エスシー・コムテクス(株) 2003年4月 同社 メディア事業本部ケーブルテレビ事業部次長 2003年10月 同社 メディア事業本部ケーブルテレビ事業部長 (現 在) 2005年3月 当社取締役就任 (現在) | 株 |
| 10 | 御子神 大 介 (1959年7月7日生) | 1983年4月 住友商事(株)入社 1999年4月 同社 エレクトロニクス本部情報電子部長付 2001年4月 エスシー・コムテクス(株)取締役通信システム事業部長 2004年4月 住商エレクトロニクス(株)ネットワークマネジメント事 業部長 2005年8月 住商情報システム(株)SSEカンパニーネットワークマネ ジメント事業部長 2005年11月 住友商事(株)メディア事業本部ケーブルテレビ事業部次 長 (現在) | 株 |
| 11 | ミ ラ ン ダ ・ カ ー チ ス (1955年11月26日生) | 1992年5月 Tele-Communications International, Inc. (現Liberty Media International Holdings LLC) 入 社 1995年1月 当社取締役就任 (現在) 1996年9月 Tele-Communications International, Inc. Executive Vice President 1999年2月 Liberty Media International, Inc. President 2004年6月 同社 Senior Vice President and President Asia Region 2005年6月 Liberty Global, Inc. President, Liberty Global Japan (現在) | 株 |
| 12 | グ ラ ハ ム ・ ホ リ ス (1952年1月9日生) | 1994年7月 Tele-Communications International, Inc. (現Liberty Media International Holdings LLC) 入 社 1995年5月 同社 Executive Vice President and Chief Financial Officer 1998年3月 当社監査役 2000年9月 当社取締役就任 (現在) 2004年6月 Liberty Media International, Inc. Senior Vice President and Treasurer 2005年6月 Liberty Global, Inc. Executive Vice President and Chief Operating Officer, Liberty Global Japan (現在) | 株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴 | 所有する 当社株式数 |
|-------|-------------------------|---|---------------|
| 13 | 西村 泰重 (1935年10月25日生) | 1959年4月 住友商事(株)入社 1995年1月 当社代表取締役社長 1998年3月 当社顧問 1998年11月 Liberty Media Corporation在日顧問 2000年9月 当社取締役就任(現在) 2004年2月 (株)メディアアッティ・コミュニケーションズ代表取締役 (現在) 2004年6月 Liberty Media International, Inc.在日顧問 2005年6月 Liberty Global, Inc. Executive Adviser, Japan, Liberty Global Japan (現在) | 株 |

- (注) 1. 取締役候補者吉井伸吾氏、森元晴一氏、御子神大介氏、ミランダ・カーチス氏、グラハム・ホリス氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
2. 上記取締役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役吉村仁氏の辞任に伴い、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。補欠選任された監査役の任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了時までとなります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴 | 所有する 当社株式数 |
|--------------------------------|---|---------------|
| マイケル・ エリクソン (1966年4月9日生) | 1988年9月 KPMG LLP入社 1995年9月 CareerTrack, Inc. Director of Accounting & Finance 1996年9月 Liberty Media International, Inc. Director of Finance 1997年12月 同社 Vice President & Controller 2001年4月 Liberty Media Corporation Vice President, Investor Relations 2005年8月 Liberty Global, Inc. Senior Vice President, Operations & Development Liberty Global Japan (現在) | 株 |

- (注) 1. 監査役候補者マイケル・エリクソン氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の要件を満たしております。
2. 上記監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、取締役を退任される吉田幸弘氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に基づく相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。
同氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|------|------------------|
| 吉田幸弘 | 2003年3月 当社取締役副社長 |

第7号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金贈呈の件

当社は、経営改革の一環として報酬体系の見直しを行なった結果、2005年2月27日開催の取締役会の決議および監査役との協議により、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することいたしました。

これに伴い、第4号議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、重任される取締役6名と在任中の監査役1名に対し、これまでの労に報いるため、本総会終結時までのそれぞれの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に基づく相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期は取締役および監査役のそれぞれの退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役との協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金贈呈の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|----------------|--------------------------|
| 森泉知行 | 2003年3月 当社代表取締役社長就任（現任） |
| グレゴリー・アームストロング | 2002年1月 当社代表取締役副社長就任（現任） |
| 春山昭彦 | 2004年3月 当社常務取締役就任（現任） |
| マイケル・ロジャー | 2004年9月 当社取締役就任（現任） |
| 山口舜三 | 2004年10月 当社取締役就任（現任） |
| 加藤徹 | 2005年3月 当社取締役就任（現任） |
| 青木二仁 | 2005年3月 当社常勤監査役就任（現任） |

第8号議案 株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（専ら当社の業務執行に従事している者に限る。）、監査役（非常勤を除く。）および業務執行上中枢的な役割を担う重要な役職者であって取締役会で特に指定する者に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、監査役および業務執行上中枢的な役割を担う重要な役職者に対する報酬制度について、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、当社の株価や業績への感応度をより引き上げ、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することを目的として、下記「新株予約権の要領」に記載のとおり、原則として退任日の翌日から権利行使を可能とし、各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額を1株あたり1円とする株式報酬型ストックオプションとして、当社の取締役、監査役および業務執行上中枢的な役割を担う役職者であって取締役会で特に指定する者に対して新株予約権を無償で発行するものであります。

(注) 今般、当社は、取締役および監査役に対する報酬制度を見直し、取締役および監査役に対する従来の退職慰労金制度を廃止し、今後は、取締役および監査役に対し、在任中の各年度における当該株主総会での承認を条件として、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を無償で割り当てていくことを予定しております。

2. 新株予約権の要領

(1) 新株予約権割当の対象者

当社の取締役（専ら当社の業務執行に従事している者に限る。）、監査役（非常勤を除く。）および業務執行上中枢的な役割を担う重要な役職者であって取締役会で特に指定する者

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式500株を上限とする。

なお、下記(3)により付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

500個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。ただし、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。また、この調整は当該時点で行使される新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行なわれ、調整により1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行ない本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行なう場合、その他これらに準じて付与株式数の調整

を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額
無償とする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする(上記「特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由」参照。)

(6) 新株予約権の行使可能期間

2006年4月1日から2026年3月31日までの期間内で、当社取締役会において決定する。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および業務執行上中枢的な役割を担う重要な役職の地位を、解任等の事由以外で喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から2年間に限り新株予約権を行使することができる。

新株予約権者は、上記にかかわらず、以下のア)イ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

ア) 2024年3月31日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、2024年4月1日より新株予約権を行使することができるものとする。

イ) 当社が消滅会社となる合併契約書で存続会社となる会社が本新株予約権にかかる義務を承継する旨の定めのない合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転で完全親会社となる会社が本新株予約権にかかる義務を承継する旨の定めのない議案につき当社株主総会で承認された場合には、当該承認日の翌日から15日間行使することができるものとする。

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の消却事由および消却の条件

新株予約権者が新株予約権を行使することができなくなった場合、当該新株予約権は無償で消却できる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

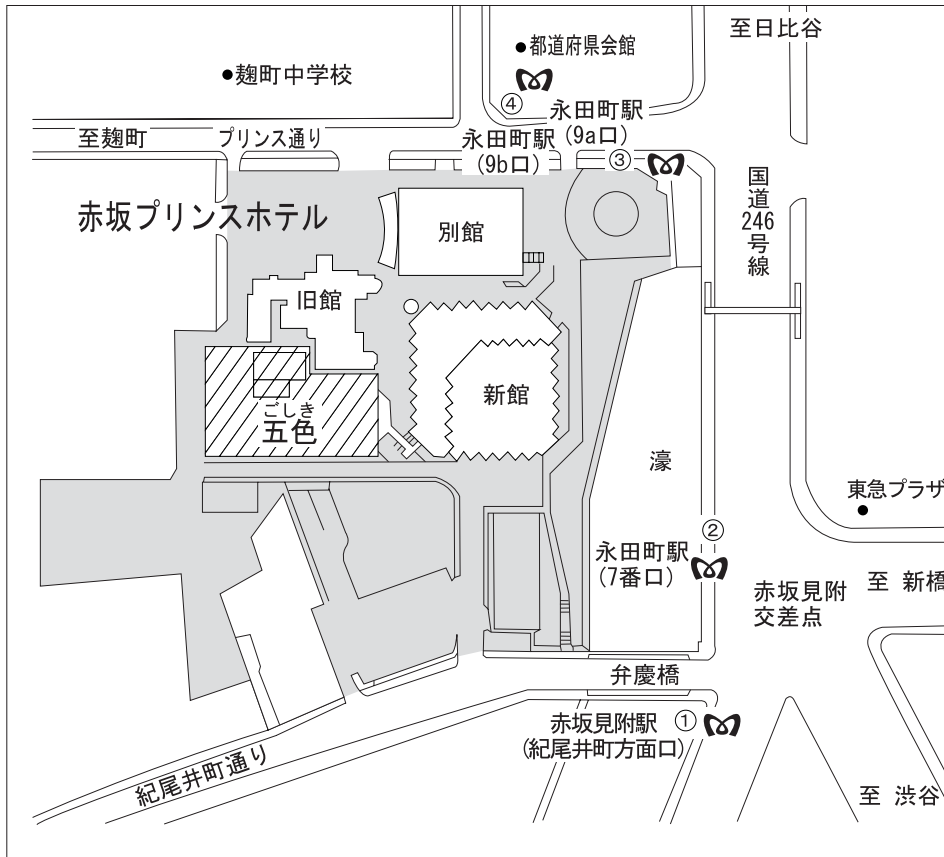
3. 新株予約権割当の要領

新株予約権の割当に際して、当社取締役会が新株予約権発行の目的に鑑みて合理的と判断する条件を付す「新株予約権割当契約」を新株予約権の割当を受ける者との間で締結する。

以上

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都千代田区紀尾井町 1 番 2 号
赤坂プリンスホテル 五色 2 階 五色の間



(交 通) 東京メトロ銀座線・丸ノ内線 赤坂見附駅 (赤坂地下歩道 D 紀尾井町方面口) から徒歩 1 分
東京メトロ半蔵門線 永田町駅 (7 番口) から徒歩 2 分
東京メトロ南北線 永田町駅 (9 a 口) 隣接
東京メトロ有楽町線 永田町駅 (9 b 口) から徒歩 1 分

お願い：当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。